

「IAJapan 技能試験に関する方針(URP24)」の改正要旨

平成26年5月26日
IAJapan 技術管理グループ

1. 改正理由

測定監査は技能試験の一種とみなせる(JIS Q 17043 附属書 A A.2(e))こと、及び技能試験代替手法の積極的活用により IAJapan による測定監査の実施を限定的としていることから、測定監査に関する記述を削除するための改正を行う。

JCSS について、登録・認定(申請)事業者が技能試験等に参加しなければならない登録・認定(申請)区分について明確にするための改正を行う。

技能試験代替手法について、確認書に署名する IAJapan 要員の見直しのため、また満足でない結果を得た場合の事業者の対処を規定するための改正を行う。

2. 主な改正内容

- ◆測定監査の定義を削除する(4 項)。併せて、本文より測定監査に関する全ての記述を削除する。
- ◆枠囲いを要求事項のみとし、要求事項でない記述を枠外注記に移す(6.3 項、7.2 項、7.3 項、7.4 項)。
- ◆JCSS について、認定・登録を申請する事業者、及び認定事業者は、原則として認定・登録申請に係る、及び認定を受けている“校正手法の区分”毎に技能試験に参加しなければならない旨を明確に記述する(7.2 項(1)(2))。
- ◆技能試験代替手法について、確認書で事業者と合意署名を交わす IAJapan 要員を原則として該当するプログラムマネージャーとする(8 項(2))。併せて、確認書の記載例から審査年月日及び担当審査員氏名の記入欄を削除する(附属書 C C.1、C.2、C.3)。
- ◆技能試験代替手法を実施し評価の結果が満足でなかった場合の対応を記述する(8 項(3))。
- ◆JCSS で技能試験代替手法を実施する際の配慮事項に、原則として最高測定能力を実現できる手順、試験品目を選定する旨追記する(8 項注記 3)。
- ◆校正分野について、参加する技能試験の選定における考慮事項を見直す(9.2 項(1))。
- ◆APLAC TC008(標準物質生産者の認定に関する要求事項及び指針)の改正に伴い、当文書の技能試験に関する記述概要の内容を見直す(附属書 A A.2)。
- ◆IAJapan による活用実績がある技能試験提供者を更新する(附属書 D D.2、D.3、D.4)。

3. 改正期日

平成26年7月1日付改正を予定。

以上